

えびの市有機農業実施計画

1 市区町村

えびの市

2 計画対象期間

令和6年度～令和10年度

3 対象市区町村における有機農業の現状と5年後に目指す目標

ア 有機農業の現状

えびの市は、霧島連山、九州山地等に囲まれた宮崎県えびの市、小林市から鹿児島県湧水町にかけて広がる東西約15km、南北約5kmのカルデラ性盆地に位置している。最低標高176mから最高標高1,680mと標高差に富んでおり、平均標高は524mである。総土地面積は28,293ha、耕地面積は3,550ha（水田2,300ha、畑1,250ha）、耕地率は12.5%と全国平均に比べると高い。熊本県球磨郡あさぎり町の白髪岳(しらがたけ)に発し、幹川流路延長137km、流域面積1,600km²の水量の豊富な川内川（一級河川）の最上流部に位置する。川内川は豊富な水をたたえ肥沃な大地を形成しその恵みに加え、寒暖差が大きいという条件にも恵まれ、えびの市は古くから米処として知られている。また、高速道路は九州縦貫自動車道えびのインターを中心に宮崎、鹿児島、熊本へと伸び、南九州の交通の要衝となっている。

2015（平成27）年度から「えびの市環境保全型農業推進協議会」が組織され、2023（令和5）年度では7経営体、46ha（うち有機JAS認証取得は、5経営体、24ha）での取組みがなされている。さらに、エコロジカルタウンえびの推進協議会を立ち上げ、有機農業の取組みを通じた地域の担い手を地域全体で育成すること、人をはじめとする生物や環境に優しい持続可能な農業のあり方、自然循環機能と生物多様性を一層増進させるための諸活動の展開、食を通して消費者をはじめ各種活動に関わる部門や人々の相互理解と連携の模索等により、えびの市全体の活性化を目指したえびの市ならではの「仕組みづくり」を模索していく。

イ 5年後に目指す目標

エコロジカルタウンえびの推進協議会が主体となり有機農業実施計画を策定し、令和10年度を目標年次として、以下の取組を進める。

なお、有機農業は有機JAS認定を受けたほ場及び、化学肥料及び化学合成農薬を使用しないほ場で、達成すべき成果は有機農業の面積、経営体とする。

有機農業実施面積（ha） 現状（R5）46ha→（R10）62ha

有機JAS認証面積（ha） 現状（R5）24ha→（R10）34ha

有機農業実施経営体数 現状（R5）7経営体→（R10）13経営体

有機JAS認証経営体数 現状（R5）5経営体→（R10）7経営体

4 有機農業推進の取組内容

(1) 生産関連の取り組み

①生産技術のマニュアル化

有機農業を進めるためには、作物にとって生育の基盤となる土壌が、生物多様性に富むとともに、物理性、化学性がともに良好な環境であることが求められる。産地づくり推進事業の中で技術実証ほを設置し、土づくりのためのデータの蓄積を行っており、その成果等を参考にした有機質資材の選択と施用方法等の指針づくりを行う。また、えびの市で産出する牛ふん、豚ふん、鶏ふんなどの畜産排せつ物を活用し、完熟堆肥の製造と対象作物や使用目的（元肥、追肥など）に応じた新たな堆肥づくりに努める。

②有機農業に取り組む面積の拡大

有機農業等の面積拡大のために、現在取り組んでいる経営体の規模拡大、慣行栽培経営体の栽培方式の転換及び新規栽培面積の確保を図る。

③有機農業経営体の連携推進

作業工程によっては、自らの経営の中で機械の導入や施設の整備を要することなく作業を委託することでコストをかけることなく生産を完結させることができる。先行する農業経営体の受託作業の可能性の把握を行うとともに、有機農業者への情報提供の体制づくりに努める。

(2) 流通・加工関連の取り組み

①販売体制づくり

有機農産物等の販売に当たっては、大消費地での販路拡大に向けアンテナショップ等の活用も

含め、えびの市全体の有機農産物等の販売体制づくりについて検討する。また、地元での販路開拓については、地産地消の推進や「道の駅えびの」の活用について検討する。

さらに、域外流通を強化させるため、合理的な流通体制の構築や販路拡大を模索する地場企業等との連携に努める。

②販路拡大に向けた取り組み

流通・加工に関連した事業者との意見交換会や商談会に参加することで、「エコロジカルタウンえびの推進」に賛同する事業者との連携を深め、有機農産物の販路拡大に努める。

③農産加工体制づくり

食品加工事業者と連携して、有機農産物等を原材料にした加工品の開発と商品化に努める。

(3) 消費関連の取り組み

①広報活動

有機農業経営体等やエコロジカルタウンえびの推進協議会の活動経過等を内容とする広報紙の発行を行い広報活動の充実に努める。

②消費者等との交流促進

有機農業の推進に当たって、市民や消費者等への有機農業に対する理解を深め関心を高めることが重要であり、生産者と消費者の交流会やワークショップの開催、学校教育における食育の推進や農業体験機会の提供など、地域を巻き込んだ取り組みを実現できるように努める。

(4) 循環型農業の推進

えびの市では、牛、豚、鶏の飼養が盛んに行われており、有機農業を推進する上で必要な堆肥の原材料の賦存量は多い。これらを良質堆肥化することで畜産廃棄物の資源化と有効活用がなされることになり、畜産部門と耕種部門の連携・協力を進め循環型農業の実現に努める。

(5) 有機農業経営体の育成・確保

有機農業での新規就農及び栽培方式の転換による経営体の育成・確保に向けて、支援体制等を含めその進め方を検討する。

(6) 有機農業推進のための体制づくり

有機農業等環境負荷の少ない持続可能な農業を軸にした地域振興をリードする主体の形成について検討する。

5 取組の推進体制

この計画の推進は、エコロジカルタウンえびの推進協議会が行う。

6 資金計画

2024(令和6)年度以降2年間は、国の「有機農業産地づくり推進事業」や「グリーンサポート事業」を活用し、「えびの市有機農業実施計画」の実現に向けた各種の取組みの実践を行う。また、それ以降についても継続的な活動が展開できるように独自財源の確保に努めるほか、国・県等の事業の活用を模索し、有機農業の推進に努める。

7 本事業以外の関連事業の概要

環境保全型農業直接支援対策事業

8 みどりの食料システム法に基づく有機農業の推進方針について

みどりの食料システム法第 16 条第 1 項に基づく基本計画として、計画に沿って推進を行っていく。

9 その他（達成状況の評価、取組の周知等）

①達成状況の評価は下記の項目を判断する。

- ・有機農業面積
- ・有機 JAS 認証面積
- ・有機農業実践者数
- ・有機 JAS 認証経営体数

②取組の周知

エコロジカルタウンえびの推進協議会が主体となり、市内の広報や回覧版を用いて情報を提供するほか、えびの市役所 HP にも消費者や生産者への情報提供を行う。